

社会福祉法人大府市社会福祉協議会役員・評議員の報酬
及び評議員選任・解任委員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大府市社会福祉協議会定款第11条第3項及び第15条第11項の規定及び評議員選任・解任委員会運営細則第5条(平成29年3月1日施行)の規定に基づき、報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(会長の報酬額)

第2条 会長の報酬額は月額24,000円とする。

2 会長の報酬には事務決裁の他、会議・行事への出席も含むものとする。

(理事の報酬額)

第3条 理事の報酬額は、会議の出席1回につき3,000円とする。

(監事の報酬額)

第4条 監事の報酬額は、会議の出席1回につき3,000円とする。

(評議員の報酬額)

第5条 評議員の報酬額は、会議の出席1回につき3,000円とする。

(評議員選任・解任委員の費用弁償額)

第6条 評議員選任・解任委員の費用弁償額は、会議の出席1回につき3,000円とする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

備 考

1 監事については、第3条から第6条の各会議が同一日に開催され、2以上の会議に出席する場合、報酬又は費用弁償の支給は会議1回分のみ支給する。また、その場合は報酬として支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 第3条、第4条及び第5条の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 社会福祉法人大府市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程(平成26年4月1日施行)は、平成29年3月31日をもって廃止する。